

平成29年度 受託調査概要

A. 国

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
A 1	既成市街地整備	既成市街地の再整備に対応した市街地再開発事業の実施方針検討業務	本業務は、地域特性ごとの課題（地方都市のコンパクトシティ形成、大都市の国際競争力強化、再開発ビルの老朽化）を踏まえ、既成市街地の再整備等について検討、提案を行なう調査。いわゆる再々開発のほか、市街地特性に応じた市街地再開発事業の実施等について、法制度や運用面の隘路の整理・分析を行ないつつ、必要な対応方策を検討。また、持続可能な再開発の運営・管理（整備段階（事業リスク軽減方策や計画上の工夫）、オープン後（管理・運営など））に係る課題を収集し、対応方策も検討。	国土交通省 都市局
A 2	地下街安全対策	地下空間施設における安全対策等に関する調査検討業務	鉄道ターミナル駅を中心に広がる地下街をはじめとする地下空間において、大規模地震発生時や浸水時などの自然災害発生時には、停電や情報提供の遅れなどにより利用者を不安にさせる条件が重なり、多くの地下街利用者が混乱やパニックを起こすおそれがある。一方で、地下空間の安全確保には様々な制度が関与しており、防災対策に漏れがないよう、制度間の連携・整合を図りながら、地下空間の安全を確保して行くことが重要である。本業務は、地下空間施設が抱える防災対策推進上の課題を踏まえ、地下空間施設の新たな対策推進検討、地下空間施設の防災対策推進に向けたケーススタディ、地下街の安全性確保の重要性を周知するための資料作成を行う。	国土交通省 都市局
A 3	立地適性化計画	市街地外縁部における土地利用適正化方策等に関する調査	非集約エリアとなる市街地外縁部における土地利用のあり方の検討を行なう調査。市街地外縁部で将来想定される土地利用の検討・選択に係る課題等の整理を行なうとともに、集約型都市構造を実現するための密度コントロールをはじめ、非集約エリアの土地利用適正化のあり方について、費用負担や土地利用規制も含めた検討を実施。その際、非都市的土地利用への転換等に関する全国の事例を収集したうえで、ケーススタディを実施し、非集約エリアにおける土地利用適正化方策を検討。	国土交通省 都市局
A 4	先進的まちづくりシティコンペ	平成29年度先進的まちづくりモデル推進調査検討業務	国内外の先進的なまちづくりにおける優良事例の収集・分析を行うとともに、第2回先進的まちづくりシティコンペによる優良事例の称揚やイベントの開催を通じてまちづくりへの機運醸成と優良事例の普及促進やまちづくりに取組む都市の裾野の拡大に向けたへの取組を実施。	国土交通省 都市局

B. 地方公共団体

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
B 1	立地適正化計画	居住誘導区域等に係る立地適正化計画策定（調査検討）業務	小田原市では平成28年度末に都市機能誘導区域に係る立地適正化計画を公表したところであるが、これに引き続き居住誘導区域等に係る立地適正化計画策定に向けた調査検討及び庁内調整の支援等を実施。	小田原市
B 2	まちづくり方針策定	平成29年度新宿駅周辺まちづくり方針策定支援委託	ターミナル駅である新宿駅周辺の再編整備計画について公表した『新宿の新たなまちづくり～2040年代を見据えた新宿の拠点づくり～』のパブリックコメント実施に伴う提出意見等の集計分析、及び、同計画への反映、修正等を実施。	東京都
B 3	地方都市再開発	湯沢市柳町二丁目地区計画コーディネート業務	市街地再開発事業を用いた街区整備により、中心市街地のにぎわい創出等が求められる柳町二丁目地区において、平成28年度に創設された個別利用区制度の活用等を見据えつつ、市街地再開発事業の推進及び関係者・関係期間との合意形成に向けた計画案を作成。都市計画決定に必要な調査や調整のほか、協議図書等を作成するとともに、費用便益分析の実施、施行者となる地元組織の準備組織化を図りつつ運営を支援するもの。	湯沢市
B 4	エリアマネジメント	豊洲グリーン・エコアイランド構想施策支援業務委託	平成23年6月策定の「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の実現に向け、計画的な施策の展開と、地域の主体的な取り組みを進めるにあたり、エリアマネジメントの実施に向けた検討や支援を行なう業務。豊洲地区の開発動向等のまちづくりの進捗状況を踏まえ、エリアマネジメント協議会の設立を見据えた各種検討を進めるとともに、試行活動の検討や実施支援を行ないながら、既存の地元まちづくり協議会の運営を支援。	江東区

C. 民間等

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
C 1	市街地再開発事業 特定業務代行者 公募・選定	東池袋四丁目2番街区市街地再開発計画に係る民間事業者選考業務	東池袋四丁目2番街区第一種市街地再開発事業の推進に必要な特定業務代行者の公募による選定業務及び当該選定に係る事務局業務を行った。当機構が中立・公正な第三者機関として、当該再開発事業の特定業務代行者の選定事務局を務め、当機構内に学識経験者及び再開発に関する専門家により構成される選定審査会を設置し、特定業務代行者の選定募集要項及び審査基準を策定し、これに基づき応募のあった企業グループに対し、特定業務代行者の選定を公平・公正・透明性を確保し厳正に行った。	東池袋四丁目2番街区市街地再開発準備組合
C 2	市街地再開発事業 特定業務代行者 公募・選定	錦二丁目7番街区第一種市街地再開発事業特定業務代行者選定業務委託	錦二丁目7番街区第一種市街地再開発事業の推進に必要な特定業務代行者の公募による選定業務及び当該選定に係る事務局業務を行った。当機構が中立・公正な第三者機関として、当該再開発事業の特定業務代行者の選定事務局を務め、当機構内に学識経験者及び再開発に関する専門家により構成される選定審査会を設置し、特定業務代行者の選定募集要項及び審査基準を策定し、これに基づき応募のあった企業に対し、特定業務代行者の選定を公平・公正・透明性を確保し厳正に行った。	錦二丁目7番街区市街地再開発準備組合